

工事検査および使用前事業者自主検査の保安規定要求事項との
関係性の整理について

1. はじめに

保安規定第5条の品質マネジメントシステム計画 8.2.4「機器等の検査等」の要求事項である「検査を支障なく完了させるまではプロセスの次の段階に進むことの承認をしないこと」および「保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保すること」と工事検査および使用前事業者自主検査との関係性について以下に取り纏めた。

2. 検査を支障なく完了させるまではプロセスの次の段階に進むことを承認しないことについて

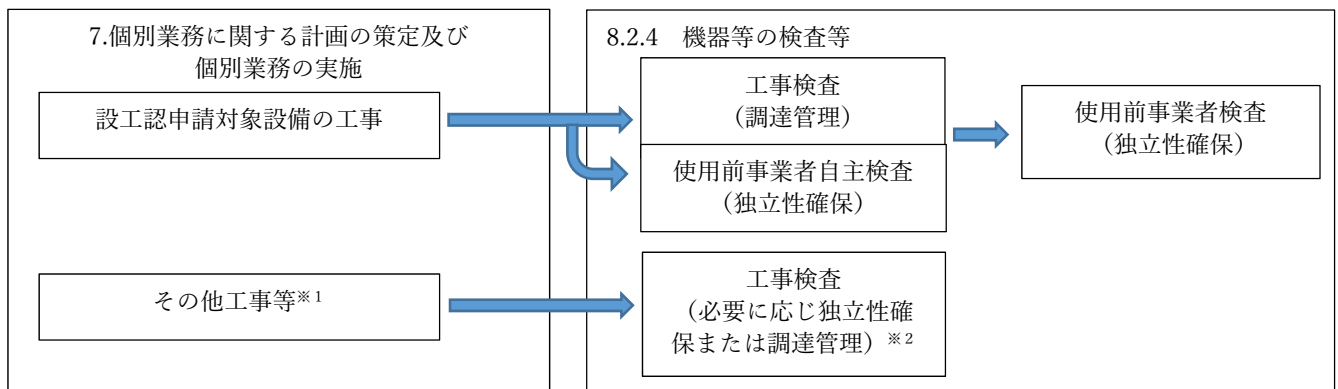
品質マネジメントシステム計画 8.2.4「機器等の検査等」では、自主検査等の定義として「要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するもの」としており、工事検査および使用前事業者自主検査はこの自主検査等に該当すると整理している。

- 工事検査については、工事実施部署における調達管理において、仕様書または作業手順書等にホールドポイントを明確にすることとしており、検査を支障なく完了させるまではプロセスの次の段階に進むことの承認をしないこととしている。
- 使用前事業者自主検査については、工事実施部署が実施する工事検査にあわせて工事検査における判定基準を満足していることを確認するものであることから、上記で明確にしたホールドポイントにより、検査を支障なく完了させるまではプロセスの次の段階に進むことの承認をしないこととしている。

3. 検査の独立性の確保について

品質マネジメントシステム計画 8.2.4「機器等の検査等」では、自主検査等の独立性の確保として、「自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。」としている。

- 工事検査については、最終的に独立した組織による使用前事業者検査により要求事項への適合性を判定することから、調達管理において工事請負会社が実施する検査に工事主管課の要員が検査員となり、検査の中立性及び信頼性が損なわれない体制で実施している。なお、工事検査において最終的に使用前事業者検査で適合性を判定しない場合（その他工事等）は、必要に応じて独立性を確保した体制で実施することとしている。
- 使用前事業者自主検査については、後に事後検証が困難または不可となる検査項目を中心に確認するものであり、独立性を確保した体制によって確認することとしている。



※1：核燃料物質等の運搬や核物質防護設備（技術基準規則要求以外の設備）等が該当

※2：核燃料物質等の運搬に関する検査において、輸送物の重要度に応じ、独立性を確保した体制により実施している。

【図：機器等の検査等に係る検査の独立性確保の考えの概要】

以上